

松戸市立北部小学校PTA会則【令和3年度の配布資料】

※レターホルダー等で大切に保管してください

第1章 名 称

第1条 この会は、松戸市立北部小学校PTAといい、事務所を学校内に置く

第2章 目 的

第2条 この会は、次の目的を達成するためにある

1. 児童が心身ともに健全な成長をとげ、幸福な生活が出来るように、保護者と教職員が一体となり、最善の努力をする
2. 保護者と教職員が社会の一員として、よりよい生活ができ、よき保護者、よき教員となるため、たえず研修を行う

第3章 方 針

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の方針に従う

1. 児童の教育に関係のある他団体及び機関と協力する
2. 他のいかなる団体や機関の支配、干渉、圧迫等をうけるものではない
3. 営利的、政治的、宗教的な事には一切関与しない
4. 学校の管理や教職員の人事については、一切干渉しない

第4章 活 動

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う

1. 教育懇談会の開催
2. 児童の学業奨励
3. 児童の健康増進
4. 児童の校外生活指導
5. 会員相互の研修、親睦等
6. 他の教育団体及び機関との協力
7. その他教育に関する事項

第5章 会 員

第5条 この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者、及び教職員とする

第6章 校 長

第6条 校長は、この会と学校運営についての調整を行いすべての会議に参加できる

第7章 会 計

第7条 この会の経費は、会費その他の収入をもってあてる

第8条 この会の会費は、一世帯200円とし、月毎に収める。但し、8月分は徴収しない

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第8章 役員

第10条 この会に、次の役員を置く（最小人数）

1. 会長 保護者 1名
2. 副会長 同 3名（うち教頭1名）
3. 会計 同 2名
4. 書記 同 2名

第11条 役員任期は1年とし、再任することができる

第12条 役員に欠員が生じた場合は補充することができる。その任期は、前任者の残在期間とする

第13条 役員の仕事は、次の通りとする

1. 会長は、PTAの代表とし、この会を主宰する
2. 副会長は、会長を補佐し会長が事故の場合その仕事を代行する
3. 会計は、総会で決定された予算に基づいてその収支にあたり、会計監査をうけて総会に報告する
4. 書記は、この会の事務一切を処理する
5. 会長は、顧問を置くことができる。顧問は、会務に関して助言と協力をする。原則として本部役員経験者とし、役員会の承認を得て会長が委嘱する

第9章 役員及び会計監査の選出

第14条 役員及び会計監査（3名）は、役員選出委員会において候補者を選出し、年度末実行委員会において審議する

第15条 役員選出委員会は、役員及び会計監査候補者の氏名を総会の3日前までに、会員に通知しなければならない

第10章 会議

第16条 この会に、次の会をおく

- | | |
|----------|----------|
| 1. 総会 | 4. 専門委員会 |
| 2. 役員会 | 5. 特別委員会 |
| 3. 実行委員会 | 6. 会計監査会 |

第17条 総会は、定期総会と臨時総会とする

1. 定期総会は、年度始めに会長がこれを召集する
2. 臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、または、会員の2分の1以上の要求があったときに、会長がこれを召集する

第18条 次の事は、総会において承認をうけなければならない

1. 活動報告、決算報告
2. 年度計画及び予算
3. 会則の変更
4. 役員及び会計監査

第19条 総会は、出席者をもって成立し、議決はその過半数の同意を必要とする。ただし、会則の変更は出席者の3分の2以上の同意を必要とする

第20条 役員会は、必要に応じて会長がこれを召集し、実行委員会に提出する議案その他について審議し、決定事項を実行できる

第21条 実行委員会は、必要に応じて会長がこれを召集する

第22条 実行委員会は、次の構成員による

1. 役員
2. 各専門委員長及び副委員長
3. 学校代表若干名

第23条 実行委員会の任務は、次の通りとする

1. 総会に提出される議案の審議、決定
2. 役員会より提出された議案の審議、決定
3. 委員会より提出された議案の審議、決定
4. 役員補充についての選出
5. この会の運営に必要な事項

第24条 専門委員会の構成及び任務等は別途細則に定める

第25条 特別委員会は、会長が必要と認めた場合、実行委員会の承認をうけ設置することができる

第26条 会計監査会は、この会の会計を必要に応じて監査し、総会に報告する。任期は1年とし、再任することができる

第11章 個人情報保護

第27条 個人情報の取得

- ・PTA会員カード作成・各種お手伝い等の募集に関して個人情報を取得できる

第28条 個人情報の使用目的

- ・本部役員等を選出する際の連絡
- ・活動内容や質問等回答を要する際の連絡

第29条 個人情報の管理

取り扱う個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずる。また、法令に定める場合を除き、事前に関係する会員の同意を得ることなく、個人情報を第三者へ開示・提供することは行わない

付 則

1 会長が必要と認めた場合、実行委員会の承認を得て、会則に反しない限りの細則をつくる事ができる

2 この会則は、令和 元年 5月13日より実施する

平成27年3月 6日 改正

平成28年3月 4日 改正

平成30年5月 8日 改正

令和 元年5月13日 改正

細 則

専門委員会 規 定

第1章 総 則

- 第1条 P T A会則第15条、付則1項に基づき、専門委員会の規定を次のように定める
- 第2条 専門委員会は、各学級1名（役員選出委員会は6年を除く）と教職員をもって構成する
- 第3条 専門委員は兼任できない
- 第4条 専門委員は、クラス委員として学級に関わることを行う
- 第5条 専門委員会は、会長及び委員長が必要と認めた場合、随時これを召集する

第2章 文化委員会

- 第6条 文化委員会の任務は、次の通りとする
1. 講習会、講習会研修に関する事
 2. 給食試食会等に関する事
 3. 運動会、その他の体育的行事に関する事
 4. その他、文化的活動に関する事

第3章 広報委員会

- 第7条 広報委員会の任務は、次の通りとする
1. 会報発行に関する事
 2. その他、広報活動に関する事

第4章 校外指導委員会

- 第8条 校外指導委員会の任務は、次の通りとする
1. 児童の通学指導に関する事
 2. 児童の校外生活の指導に関する事
 3. 各地区会員の連絡に関する事
 4. その他、児童の健全育成に関する事

第5章 役員選出委員会

- 第9条 役員選出委員会の任務は、次の通りとする
1. 役員（会長、副会長、会計、書記）及び会計監査の選出に関する事
 2. P T A会員カードの作成・管理に関する事
 3. 「係」活動の登録・手配・管理に関する事

第6章 卒業対策委員会

- 第10条 卒業対策委員会の任務は、次の通りとする
1. 卒業に関する事

北部小学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 P T A 会則第 15 条、付則 1 項に基づき慶弔規定を定める

第 2 条 本規定は次の場合に適用する

- (1) 会員及び協力者関係の慶弔事
- (2) 児童の傷病による入院
- (3) その他、必要と認める場合は役員が協議して決める

第 3 条 第 2 条の慶弔の場合は次の基準によりその意を表する

- (1) 弔意
 - ア. 会員は香典 3,000 円
 - イ. 児童は香典 10,000 円
- (2) 見舞い
児童の連続 10 日以上入院 3,000 円
- (3) その他、役員が協議して決める

第 4 条 慶弔に関する返礼は一切行わないものとする

付 則

第 5 条 本規程は令和 元年 5 月 13 日より実施する

P T A 団体傷害保険、P T A 賠償責任保険について

北部小 P T A では、「P T A 団体傷害保険」「P T A 賠償責任保険」に加入しています。適用される例としては、P T A 活動中に生じた人身・対物事故の損害賠償のような事故です。その場所への往復途中の事故も含まれます。自転車は認められますが自動車の事故は適用外です。このような事故に遭われた会員の方は本部役員までご連絡ください。